

事業委員会規則

(総則)

第 1 条 この規則は、次の事業委員会の運営について定めるものとし、各委員会の名称は次の通りとする。

YMCAサービス・ユース事業委員会
地域奉仕・環境事業委員会
EMC事業委員会
ファンド事業委員会
交流事業委員会
広報事業委員会
メネット事業委員会

(目的)

第 2 条 各委員会は、当該事業主任の職務遂行を支援し、西日本区の各事業部門の活動を継続的、かつ新規事業の開発などを含め、活発に推進することを目的とする。

(位置)

第 3 条 各委員会は、定款施行細則第10条第1項に基づき設けられる。

(構成)

第 4 条 各委員会は、事業主任、直前事業主任、次期事業主任予定者の3名で構成され、委員長は事業主任が務める。
2. 委員が3名に満たない場合は、補充の委員を理事が任命する。

(任期)

第 5 条 委員長、委員の任期は当該役職任期とする。
2. 補充として選任される委員の任期は、前任者の残任期とする。

(委員会の開催)

第 6 条 委員長は、第2条の目的を達成するため、年度内に2回以上の委員会を開催する。

(付則)

第 7 条 この規則に定めのない事項は、当該委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2002年11月20日	制定	2004年4月4日	改正	2005年11月28日	改正
2003年6月14日	改正	2004年4月5日	施行	2005年11月28日	施行
2003年7月1日	施行	2007年4月7日	改正	2007年4月7日	施行